

第7回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2025年3月28日（金曜日）午前10時30分
（受付開始：午前10時）

開催場所

ホテル日航大分オアシスタワー
5階 孔雀の間
大分県大分市高砂町2番48号

CONTENTS

第7回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
決議事項	
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を 除く。）4名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の 件	
事業報告	10
連結計算書類	23
計算書類	26
監査報告書	29

(証券コード 4392)
2025年3月10日
(電子提供措置の開始日 2025年3月5日)

株 主 各 位

大分県大分市東大道二丁目5番60号
F I G株式会社
代表取締役社長 村井 雄司

第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第7回定時株主総会招集ご通知」及び「第7回定時株主総会その他の電子提供措置事項(交付書面省略事項)」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://figinc.swcms.net/ja/ir/stock/meeting.html>)



また、上記のほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しておりますので、下記にアクセスして、銘柄名(会社名)又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3～4ページの記載に従って、2025年3月27日(木曜日)午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月28日（金曜日） 午前10時30分（受付開始：午前10時）
2. 場 所 大分県大分市高砂町2番48号
ホテル日航大分オアシスタワー 5階 孔雀の間

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第7期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第7期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

【議決権の行使等についてのご案内】

- ◎株主様ご本人に代わって、当社の議決権を有する他の**株主1名**を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ◎議決権行使書による議決権行使において、各議案に賛否の記載がない場合は、賛成の表示があったものとして取扱いさせていただきます。

【お願い】

- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ◎株主様ではない代理人及びご同伴の方、お子様など、株主様以外の方は総会にご出席いただけませんので、ご注意ください。

【その他本招集ご通知に関する事項】

- ◎書面交付請求をされていない株主様には、法令で定める事項に加えて、株主総会参考書類のみを記載した書面をご送付しております。
- ◎電子提供措置事項のうち、「会社の新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「連結注記表」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求された株主様へご送付している書面には記載しておりません。なお監査等委員会及び会計監査人は上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎本株主総会終了後、同会場において「経営戦略説明会」を開催いたします。お時間の許す株主様におかれましては引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席されない場合

インターネットによるご行使

「スマート行使」による ご行使



同封の議決権行使書用紙のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



詳細は次ページをご覧ください。

行使期限

2025年3月27日（木曜日）
午後6時

議決権行使コード・パスワード 入力によるご行使



パソコン、スマートフォン等から、次の議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご登録ください。

議決権行使ウェブサイト▶
<https://www.web54.net>

詳細は次ページをご覧ください。

行使期限

2025年3月27日（木曜日）
午後6時

書面によるご行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到達するようご返送ください。

行使期限

2025年3月27日（木曜日）
午後6時

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2025年3月28日（金曜日）
午前10時30分

インターネット等による議決権行使についての注意事項

※書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとし、インターネット等により複数回数、又はパソコン、スマートフォン等で重複して議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱うことといたします。

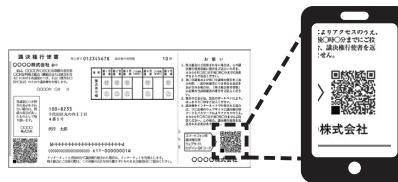


「スマート行使」によるご行使

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力せずに議決権を行使できます。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。

「スマート行使」ご利用イメージ



詳しくは同封の案内チラシをご覧ください



議決権行使コード・パスワード入力によるご行使

1 議決権行使ウェブサイト にアクセス



ウェブ行使

<https://www.web54.net>
「次へすすむ」をクリック

2 ログイン



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3 パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、実際にご使用になる新しいパスワードを設定

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

(1) インターネットでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

☎0120(652)031 (受付時間9:00~21:00)

(2) 上記(1)以外のご照会(住所・株式会社など)は、右記にお問い合わせください。

① 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引先の証券会社あてにお問い合わせください。

② 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部

☎0120(782)031 (受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

■「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」の利用について

機関投資家の皆さまは、(株)ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 欠損填補に関する事項

当社は、当事業年度末において繰越利益剰余金の欠損額1,448,895,801円を計上しております。

つきましては、現在生じている繰越利益剰余金の欠損を填補し財務体質の健全化を図るとともに、今後の株主様への利益還元を目的として会社法第452条の規定に基づきその他資本剰余金の一部を処分し、繰越利益剰余金へ振替を行うものであります。

- | | |
|--------------------|----------------|
| (1) 減少する剰余金の項目とその額 | |
| その他資本剰余金 | 1,448,895,801円 |
| (2) 増加する剰余金の項目とその額 | |
| 繰越利益剰余金 | 1,448,895,801円 |
| (3) 剰余金の処分の効力を生ずる日 | |
| 2025年3月31日（月） | |

2. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、本方針と当期の業績等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。なお、配当原資についてはその他資本剰余金とすることを予定しております。

- | | |
|--------------------------------|--|
| (1) 配当財産の種類 | |
| 金銭 | |
| (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 | |
| 当社普通株式1株につき金5円 | |
| 総額151,278,405円 | |
| (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 | |
| 2025年3月31日（月） | |

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。

各候補者は、独立社外取締役である監査等委員3名が委員を務める任意の指名報酬委員会において、取締役として適任であるかについて審議されております。監査等委員会においても、任意の指名報酬委員会の審議内容を踏まえて協議した結果、指名手続きは適切に行われており、各候補者は、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職	所有する当社の株式数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> むら い ゆう じ 村 井 雄 司 (1964年7月15日生)	2002年12月 モバイルクリエイイト(株)代表取締役社長（現任） 2015年6月 (株)石井工作研究所（現REALIZE(株)）取締役（現任） 2018年7月 当社 代表取締役社長（現任） 2019年12月 (株)ケイティーエス取締役（現任） 2022年3月 (株)匠取締役（現任） 2024年6月 大分県ドローン協議会 会長（現任）	157,300株
【候補者とした理由】 村井雄司氏は、当社グループの中核企業であるモバイルクリエイイト(株)の創業者として、幅広い分野において培った経験と企業経営者としての豊富な知識を有しており、2018年7月の当社設立とともに代表取締役社長に就任しました。当社グループを成長に導いた強力なリーダーシップと実績に裏付けられた決断力・実行力により、今後も持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献していただけると判断し選任しております。			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職	所有する当社の株式数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">再任</div> 岐部 和久 <small>き べ かず ひさ</small> (1971年10月21日生)	2007年 2月 ㈱さとうベネック入社経理部長 2009年 7月 同社 管理部長 2012年11月 モバイルクリエイト(株)入社経理課長 2013年 7月 同社 経営企画課長兼経理課長 2013年11月 沖縄ICカード(株)監査役(現任) 2015年 6月 モバイルクリエイト(株)管理部長 2015年 6月 ㈱石井工作研究所(現REALIZE(株))取締役 2015年 8月 モバイルクリエイト(株)取締役(現任) 2018年 7月 当社 取締役 2020年 3月 当社 取締役執行役員 2021年 3月 当社取締役常務執行役員 2022年 4月 当社取締役常務執行役員経営企画本部長(現任) 2022年 8月 ㈱匠取締役(現任) 2024年 3月 REALIZE(株)取締役(現任)	26,300株
<p>【候補者とした理由】</p> <p>岐部和久氏は、当社グループの中核企業であるモバイルクリエイト(株)に入社以来、同社管理部門、経営企画部門の要職を歴任し、2018年7月の当社設立とともに取締役に就任、2022年4月からは経営企画本部長を務めております。当社の広報・IR部門担当取締役としての専門性の高い知識と経験を活かし、当社グループの企業価値向上に大きく寄与していただけると判断し選任しております。</p>			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職	所有する当社の株式数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> あち は たか のり 阿知波 孝 典 (1962年2月9日生)	1985年4月 (株)大分銀行入行 2007年3月 同行 大在支店長 2011年7月 大分ベンチャーキャピタル(株)代表取締役 2014年6月 (株)大分銀行法人営業支援部長 2015年6月 同行 執行役員法人営業支援部長 2016年6月 同行 執行役員別府支店長 2017年7月 モバイルクリエイト(株)入社 参与 2017年7月 (株)石井工作研究所(現REALIZE(株)) 経営企画室長 2018年3月 同社 取締役(現任) 2018年7月 モバイルクリエイト(株)取締役(現任) 2019年3月 当社 取締役 2019年12月 (株)ケイティーエス取締役(現任) 2020年3月 当社取締役執行役員 2021年3月 当社取締役常務執行役員 2022年4月 当社取締役常務執行役員グループ統括本部長(現任) 2022年8月 (株)匠代表取締役社長(現任)	20,300株
【候補者とした理由】 阿知波孝典氏は、長年にわたり金融機関等に携わった豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社グループの中核企業である(株)石井工作研究所(現 REALIZE(株))に入社以来、同社経営企画部門の要職を歴任し、2018年7月の当社設立とともにグループ統括部長、2019年3月には取締役に就任、2022年4月からはグループ統括本部長を務めております。金融機関における豊富な経験と高度な知識を活かし、当社グループの企業価値向上に大きく寄与していただけると判断し選任しております。			
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任 社外 独立</div> おく やま ゆ み こ 奥 山 由 実 子 (1964年12月9日生)	1989年4月 (株)バイリンガル 営業部門 1993年6月 IMA CONSULTING,LLC.創業 代表取締役 2006年6月 (株)イマジナ創業 代表取締役COO 2017年5月 (株)カルチャリア設立 代表取締役社長CEO(現任) 2024年9月 (株)GSIフレオス 執行役員(戦略人事専任)(現任)	一株
【候補者とした理由及び期待される役割の概要】 奥山由実子氏は、経営者であり、組織・人事コンサルタントとしての豊富な知識と経験を有しており、1993年より組織・人事コンサルティング会社を数社経営し、企業ブランディング、人事戦略設計やグローバル人材育成に努めております。人事戦略における豊富な経験と幅広い知見を活かし、当社グループの人的資本経営に大きく寄与していただけると判断し選任しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 奥山由実子氏は社外取締役候補者であります。
 3. 奥山由実子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任について、責任限度額を法令が規定した額とする責任限定契約を締結する予定であります。
 4. 当社は、優秀な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、2025年8月更新予定です。本議案でお諮りする取締役候補者の選任が承認され取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は、事業報告「3. 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。
 5. 奥山由実子氏は、東京証券取引所及び福岡証券取引所が定める独立性基準及び当社の定める独立役員選定基準を満たしており、同氏の選任が承認された場合、同氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役渡邊定義氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本総会にて選任された監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職	所有する当社の株式数			
<table border="1"> <tr> <td>新任</td> <td>社外</td> <td>独立</td> </tr> </table> きのした よしあき 木下 佳明 (1959年5月5日生)	新任	社外	独立	1978年 4月 熊本国税局入局 2008年 7月 町田税務署 副署長 2017年 7月 別府税務署長 2019年 7月 熊本国税局調査査察部長 2020年 9月 税理士登録 木下税理士事務所開設 代表 (現任) 2023年 3月 菱甲産業(株) 監査役 (現任)	一株
新任	社外	独立			

【候補者とした理由及び期待される役割の概要】

木下佳明氏は、長年にわたる国税局での勤務経験と税理士としての専門知識と財務及び会計に関する豊富な知見を有しております。これまで培われた知識や経験を活かし、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に期待できる人物と判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 木下佳明氏は社外取締役候補者であります。
3. 木下佳明氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任について、責任限度額を法令が規定した額とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、優秀な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、2025年8月更新予定です。本議案でお諮りする取締役候補者の選任が承認され取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は、事業報告「3. 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。
5. 木下佳明氏は、東京証券取引所及び福岡証券取引所が定める独立性基準及び当社の定める独立役員選定基準を満たしており、同氏の選任が承認された場合、同氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

以 上

事業報告

自 2024年1月1日
至 2024年12月31日

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社グループは、Smart Societyの実現を目指しており、想像と技術と情熱で快適な未来を創造しています。

当社グループの主要事業会社は、IP無線やモビリティ関連サービスにペイメントサービスを展開するモバイルクリエイト株式会社（以下「モバイルクリエイト」）、半導体・自動車関連製造装置に搬送ロボットを展開するREALIZE株式会社（以下「REALIZE」）、ホテル関連サービスにIoT基板製造を展開する株式会社ケイティーエス（以下「ケイティーエス」）の3社であり、売上高の大部分がこの3社で構成されております。新たな成長基盤の確立ステージとして実行中の中期経営計画（FY2022～FY2024）では、その最終年度である2024年12月期に過去最高業績の達成を目指してまいりました。

モバイルクリエイトは、全てのIoTサービスが好調に推移し、過去最高の売上総利益を達成することができました。しかしながらREALIZEは、半導体市場における在庫調整からの需要回復の遅れ、自動車工場の稼働停止による減産と投資先送りなどの影響を受けたことから、売上高が大幅に落ち込みました。ケイティーエスにつきましても、ホテルマルチメディアの新モデルへの導入・切り替え遅れとともに、IoT基板製造も半導体在庫調整問題が長引いたことから、業績が低迷しました。

成長ドライバーと位置付けているロボット事業では、大手の半導体メーカーや自動車メーカーの製造現場に搬送ロボットの導入実績が増えているものの、当初想定よりも市場全体の導入ペースが緩やかに推移しております。国内のFA・物流倉庫など自動化向けへの搬送ロボット導入は始まったばかりであり、大手企業も手探りの状態で各製造現場から課題解決のための多くの開発要望をいただいております。

ロボット事業を将来の成長ドライバーとして位置付けていることには変更はなく、経済安全保障の新たな概念が注目されるなど、純国産の搬送ロボットへの期待は高いと感じております。まだ現中期経営計画の期間内において、ロボットや自動化への取組みの余地が残されていること、そして現目標達成に取り組むため、現中期経営計画の期間を1年間延長（FY2022～FY2025の4年間）しました。

また当社は、2022年よりGTP型AGV（棚搬送ロボット）を展開するロボットベンチャーの株式会社匠（福岡県大野城市、以下「匠社」と資本業務提携を継続しております。匠社が発行する転換社債型新株予約権付社債（以下「CB」）1,693百万円を引き受けしておりますが、当期に匠社発行のCB評価を見直し、会計基準に則り保守的に見積もりを行うとともにロボット先行開発を進める匠社の財務基盤を考慮した結果、CB全額について投資有価証券評価損を特別損失に計上いたしました。工場や倉庫・物流などの自動化向け市場を開拓する上で、当社グループのAMRや自動化装置に加えて匠社のGTP型AGVはロボット事業戦略上欠かせない製品であり、匠社のロボットは大手自動車メーカーの製造現場に導入されるなど着実に実績を増やしております。今回、会計上は特別損失を計上しましたが、ビジネス展開上におけるCB保有価値は変わらない

ため、引き続き匠社との連携を強化して自動化向け市場開拓をすすめ、純国産のGTP型AGVで国内No.1メーカーを目指しております。また、本件特別損失の計上で、中長期的な視点では将来の負担が軽減されるため、資本効率の向上とともに匠社との関係強化やロボット事業拡大のスピードを上げるための様々な検討をすすめていく方針です。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は12,016百万円（前年同期比11.2%減）、営業利益は363百万円（同49.7%減）、経常利益は393百万円（同45.0%減）となりました。また、特別利益に固定資産売却益212百万円を計上する一方、特別損失に投資有価証券評価損1,693百万円等を計上したため、親会社株主に帰属する当期純損失は1,412百万円（前年同期は210百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

報告セグメント別の業績は、次のとおりであります。

従来、区分して記載していた「スマートシティ」につきましては、2024年3月29日に株式会社MIRAIにスマートシティ事業の主要資産を譲渡したことにより、当連結会計年度より「調整額」に含めて記載する方法に変更しております。

<IoT>

モバイルフリエイトのIoTサービスは全般的に好調で、特にタクシー配車とペイメントサービスが好調に推移しました。しかしながら、前期よりホテルマルチメディアシステムの苦戦が続いております。

収益基盤であるサブスク売上高につきましても、モビリティ関連サービスについては増加しているものの、ホテル関連サービスが減少したため、全体としては緩やかな伸びに留まりました。

この結果、外部顧客への売上高は、8,407百万円（前年同期比0.5%増）、営業利益は1,070百万円（同9.4%減）となりました。

<マシン>

半導体市場が一部の最先端品を除いて車載向けと産業機器向けが低迷したこと、自動車工場の稼働停止と減産の影響により投資が先送りになったことから、半導体製造装置と自動車関連製造装置ともに苦戦しました。足元の受注ベースでは回復基調となったものの、当期の売上高は大幅に落ち込みました。

搬送ロボットは、大手半導体メーカーへの導入が決定するなど、装置とロボットの連携による自動化向けの市場獲得を目指して事業転換を図っております。

この結果、外部顧客への売上高は、3,546百万円（前年同期比28.0%減）、営業利益は322百万円（同39.6%減）となりました。

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として500百万円及び転換社債型新株予約権付社債として500百万円の調達を行いました。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は520百万円であり、主な内容は次のとおりであります。

機械装置及び運搬具	SMT設備装置等	28 百万円
ソフトウェア	制作費用等	272 百万円

(4) 財産及び損益の状況

区 分	第4期 (2021年12月期)	第5期 (2022年12月期)	第6期 (2023年12月期)	第7期 (当連結会計年度) (2024年12月期)
売 上 高 (百万円)	12,264	12,914	13,534	12,016
営 業 利 益 (百万円)	566	932	723	363
経 常 利 益 (百万円)	573	964	715	393
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	441	685	210	△1,412
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	15.12	23.36	6.97	△46.72
総 資 産 (百万円)	18,971	21,463	22,835	15,895
純 資 産 (百万円)	8,878	9,709	9,595	8,172
1株当たり純資産額 (円)	298.42	318.35	313.31	265.87

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、「想像と技術と情熱で快適な未来を創造」を経営理念とし、「笑顔になれる企業グループ」をVisionとしております。

社員がワクワク感を持ってチャレンジしている、お客様から「ありがとう」と言われる、株主の皆様にも満足してもらえる、そんなグループを目指しております。

当社グループは、SmartSocietyの実現による快適な未来を目指しています。IoT分野において社会と人の役に立つことが、FIGグループの使命であり、笑顔が溢れる持続可能な社会の実現に貢献します。

この経営理念とVisionを実現するため、そして持続的成長のために、以下の課題に対処してまいります。

①新たな成長基盤の確立

当社グループは、持続的な成長を実現するため、事業ポートフォリオの最適化に取り組むとともに、経営資源をコア事業と成長投資に集中させることで、資本・資産効率の向上に取り組んでまいります。

収益基盤（IoT×SaaS）のサブスク売上高拡大とともに成長事業（ペイメントとロボット）への積極投資を行い、成長ドライバーとして最も注力しているロボットにおいては、国内を代表する搬送ロボット（AGV・AMR）メーカーを目指して、技術力の向上に取り組めます。

②開発体制の強化

IT投資の需要拡大に伴い、開発人財の確保と体制の強化は継続的な課題であります。また、グループ各社がONE COMPANYとして連携し、保有技術の蓄積・共有と知の探索をすすめることが、開発効率の向上とともに製品やサービスの優位性確保につながるものと考えております。グループの戦略的な新商品開発の体制構築をすすめ、最新の技術動向や環境変化を常に把握し、変化に対応できるグループであり続けます。

③優秀な人財の確保と育成

当社グループにおいては人財が大きな財産であり、会社の持続的成長のために優秀な人財確保と育成に努めてまいります。グループの価値観を共有し、グループ人財公募制度にてグループ内での交流や挑戦と自主性を促すとともに、自己啓発支援制度や資格取得支援制度などにより個々の成長をフォローしてまいります。また、ランチミーティングの補助などによるコミュニケーション活性化や福利厚生制度の充実に取り組んでまいります。

④ESG、SDGsへの取組み

当社グループでは、事業活動そのものがサステナブルな社会の実現に直結する取組みを推進してまいります。経営理念にもある想像力と創造力により、SmartSocietyを支える技術革新やサービス、環境負荷低減に貢献するサービスにて経済発展と社会課題解決の両立に努めてまいります。また、コーポレートガバナンスの体制強化、取締役会の多様性にも取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容	所在地
モバイルクリエイイト株式会社	300百万円	100.0%	移動体管理システムの開発・販売・レンタル・リース並びにこれらに付随する通信・アプリケーションのサービス及び保守等	大分県大分市
REALIZE株式会社	300百万円	100.0%	半導体・自動車関連製造装置及び金型等の製造・販売、並びにロボットの製造	大分県大分市
株式会社ケイティーエス	98百万円	100.0%	ホテル事業者向けのマルチメディアシステムの開発・運用・保守及び半導体の基板事業、製造装置事業	大分県杵築市
ciRobotics株式会社	45百万円	100.0%	無人飛行機及びロボット制御システムの研究・開発・製造・施工・保守管理・販売及び輸出入	大分県大分市
株式会社オプトエスピー	22百万円	100.0%	自社製通話録音システムの開発・販売・システム受託開発	東京都品川区
株式会社プライムキャスト	30百万円	100.0%	物流向けシステム及びバーチャルリアリティシステム関連ソリューションの開発	東京都品川区
株式会社CAOS	50百万円	100.0%	決済・ロボット・情報技術などグループの戦略的な新商品・サービスの開発	大分県大分市
沖縄モバイルクリエイイト株式会社	20百万円	100.0%	沖縄県におけるモバイルクリエイイト社提供の情報通信システムの保守・管理等	沖縄県那覇市
株式会社トラン	70百万円	100.0%	観光タクシー・バス事業及び定額タクシー事業	東京都品川区
株式会社M. R. L	20百万円	100.0%	モバイルクリエイイト社製品のレンタル・リース	大分県大分市
Mobile Create USA, Inc.	55万USD	100.0%	モバイルクリエイイト社製品の米国における製造販売及び新規事業創出	米国カリフォルニア州
InfoTrack Telematics Pte. Ltd.	542万USD	67.9%	運輸・物流業における位置情報サービスの提供	シンガポール
InfoTrack Telematics Pvt. Ltd.	4,850万INR	67.9%	運輸・物流業における位置情報サービスの提供	インドベンガルール
Thai K.T.R Co., Ltd.	200万バーツ	49.0%	ホテルマルチメディアシステムの販売グループ会社へのタイからの部材調達	タイバンコク

(注) 1. 議決権比率は、間接保有を含んでおります。

2. Thai K.T.R Co.,Ltd.は、当社の議決権比率が49.0%ではありますが、支配力基準の適用により連結子会社としております。

③当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	所在地	株式の帳簿価額	当社の総資産額
モバイルクリエイイト株式会社	大分県大分市東大道二丁目5番60号	2,771百万円	10,404百万円
REALIZE株式会社		3,687百万円	

(7) 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)

事業	主要な事業内容
I O T	移動体管理システムの開発・販売・レンタル・リース・運用・保守等 ホテル事業者向けのマルチメディアシステムの開発・運用・保守等 無人飛行機及びロボット制御システムの研究・開発・製造・販売・保守等 自社製通話録音システムの開発・販売等 物流向けシステム及びバーチャルリアリティシステム関連ソリューションの開発等 観光タクシー・バス事業及び定額タクシー事業等
マ シ ー ン	半導体・自動車関連製造装置・金型・搬送ロボット等の製造・販売等

(8) 主要な営業所 (2024年12月31日現在)

名称	所在地
本 社	大分県大分市

(注) 子会社の所在地は、前述の「(6) 重要な親会社及び子会社の状況」に記載のとおりです。

(9) 従業員の状況 (2024年12月31日現在)

① 当社グループ

従業員数	前連結会計年度末比増減
713 名	5 名減

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、当社グループ外への出向者 (3名) は含まれておりません。
2. 上記従業員数に臨時従業員 (派遣社員及びパート社員) 61名は含まれておりません。

② 当社

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
75 名	17 名減	42.6 歳	10.0 年

(注) 当社従業員のうち他社からの出向者の勤続年数は、各社での勤続年数を通算しております。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2024年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社大分銀行	1,637 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	774 百万円
株式会社三井住友銀行	645 百万円
株式会社みずほ銀行	473 百万円
株式会社伊予銀行	340 百万円
三井住友信託銀行株式会社	285 百万円
株式会社福岡銀行	100 百万円

(注) 上記借入金残高の他に、下記社債の当連結会計年度末残高があります。
マッコーリー・バンク・リミテッド 無担保転換社債型新株予約権付社債 500百万円

2. 会社の株式に関する事項（2024年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 70,000,000 株
 (2) 発行済株式の総数 31,474,315 株
 (3) 株主数 17,373 名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
フューチャー株式会社	7,071,400 株	23.37 %
F I G従業員持株会	895,383 株	2.95 %
株式会社大分銀行	600,000 株	1.98 %
MACQUARIE BANK LIMITED DBU AC	550,000 株	1.81 %
財産計算センター合同会社	496,000 株	1.63 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	457,500 株	1.51 %
株式会社インターネットイニシアティブ	400,000 株	1.32 %
第一交通産業株式会社	400,000 株	1.32 %
青木 義行	400,000 株	1.32 %
岩瀬 英一郎	367,872 株	1.21 %

- (注) 1. 当社は、自己株式1,218,634株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して算出しております。
 3. 2024年5月14日付で譲渡制限付株式報酬として普通株式を発行したことにより、発行済株式の総数が81,300株増加しております。

- (5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況
 当事業年度中、譲渡制限付株式報酬制度に基づいて、下記のとおり株式を交付しております。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	40,300 株	3 名

- (注) 1. 監査等委員である取締役に對し、株式の交付は行っておりません。
 2. 上記のほか、執行役員12名に対して41,000株を付与しております。
 3. 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. 会社役員に関する事項（4）取締役の報酬等」に記載しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2024年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	村 井 雄 司	モバイルクリエイト(株) 代表取締役社長 REALIZE(株) 取締役 (株)ケイティーエス 取締役 (株)匠 取締役 大分県ドローン協議会 会長
取 締 役	岐 部 和 久	常務執行役員経営企画本部長 モバイルクリエイト(株) 取締役 REALIZE(株) 取締役 (株)匠 取締役
取 締 役	阿知波 孝 典	常務執行役員グループ統括本部長 モバイルクリエイト(株) 取締役 REALIZE(株) 取締役 (株)ケイティーエス 取締役 (株)匠 代表取締役社長
取 締 役 (常勤監査等委員)	佐 藤 一 彦	モバイルクリエイト(株) 監査役 REALIZE(株) 監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 田 耕 司	(株)ダイプロ 代表取締役会長 一般社団法人全国LPガス協会 会長 一般社団法人大分県LPガス協会 会長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	渡 邊 定 義	税理士 渡邊定義税理士事務所 所長 (株)S T Iフードホールディングス 社外監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	大 呂 紗 智子	弁護士法人アゴラ所属 (株)大分銀行 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役（監査等委員）山田耕司氏、渡邊定義氏及び大呂紗智子氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）渡邊定義氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員）山田耕司氏、渡邊定義氏及び大呂紗智子氏は、東京証券取引所及び福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員であります。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。

5. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

役 名	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常務執行役員	尾 石 上 人	事業戦略本部長 REALIZE(株) 代表取締役社長 (株)匠 取締役
執行役員	大 地 隆 広	商品企画部・ペイメント事業推進室担当 モバイルクリエイト(株) 取締役副社長執行役員営業部長 ciRobotics(株) 取締役 沖縄モバイルクリエイト(株) 取締役 Mobile Create USA, Inc. CEO InfoTrack Telematics Pte. Ltd. 取締役 InfoTrack Telematics Pvt. Ltd. 取締役
執行役員	永 松 和 也	財務部長 モバイルクリエイト(株) 執行役員管理部長 沖縄モバイルクリエイト(株) 取締役 (株)M.R.L 代表取締役 (株)トラン 取締役 InfoTrack Telematics Pte. Ltd. 取締役 InfoTrack Telematics Pvt. Ltd. 取締役
執行役員	大 塚 武	(株)CAOS 代表取締役社長 モバイルクリエイト(株) 執行役員技術部長 (株)ケイティーエス 取締役 沖縄モバイルクリエイト(株) 取締役 Mobile Create USA, Inc. Secretary
執行役員	本 田 和 彦	(株)CAOS 取締役 REALIZE(株) 執行役員 ciRobotics(株) 取締役 (株)トラン 取締役 (株)匠 取締役
執行役員	今 山 節 治	ビジネス連携室担当
執行役員	水 呉 公 明	(株)ケイティーエス 代表取締役社長 モバイルクリエイト(株) 取締役 REALIZE(株) 取締役 Thai K.T.R Co., Ltd. 取締役
執行役員	桂 清 太 郎	ビジネス連携室長 (株)プライムキャスト 代表取締役社長 (株)オプトエスピー 代表取締役社長
執行役員	山 下 昌 宏	ペイメント事業推進室

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うとする契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役、執行役員、管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、全ての被保険者について、特約部分も含めその保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補填するものです。

ただし、一定の免責額の定めを設けているほか、被保険者による違法な利益供与又は犯罪行為等に起因する賠償責任については当該保険契約によっても填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

a. 決定方針の決定方法

当社は、2021年3月15日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という）を決定しております。当該取締役会の決定に際しては、社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である指名報酬委員会での審議を踏まえております。

b. 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

イ. 基本方針

当社は、個々の取締役の報酬の決定に際して、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての賞与及び非金銭報酬としての株式報酬により構成する。

ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮のうえ、役位、職責、在任年数等に応じた基本報酬テーブルを作成し、当該テーブルを基準に総合的に勘案して決定する。

ハ. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

（業績連動報酬）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、定時株主総会の終了後など毎年一定の時期に、賞与として、目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を支給する。かかる算出における業績指標は連結営業利益とし、目標値は前事業年度の決算短信に記載の「連結業績予想の営業利益」とする。

（非金銭報酬）

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、譲渡制限付株式とし、定時株主総会の終了後など毎年一定の時期に、当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資として払い込むことにより当社普通株式の交付を受ける。かかる譲渡制限付株式の金額は、各支給対象者の基本報酬月額に支給係数を乗じて得られる金額（基準額）とし、割当株数は、かかる

基準額を株式の発行又は処分にかかる取締役会決議の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値で除した数（1単元未満の数は切り上げ）とする。

譲渡制限付株式は、退任時までの譲渡制限が付されており、取締役及び執行役員のいずれの地位をも退任した日に譲渡制限を解除する。また、対象取締役が、譲渡制限期間満了前に、死亡その他正当な理由により取締役及び執行役員のいずれの地位をも退任した場合は、権利が確定した株式については譲渡制限が解除され、権利確定前の株式については権利確定期間で按分し在任期間中分の株式の譲渡制限を解除し、残りの株式は当社が無償取得する。対象取締役が譲渡制限期間満了前に、死亡その他正当な理由なく退任した場合は、本制度で付与した株式を全て当社が無償取得する。

二. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬の額は、基本報酬月額を算定の基礎としつつ、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、各取締役の業績向上に対するインセンティブ効果が期待できる水準となるよう、当社の業績、他社水準、経済環境等を考慮した適切な割合とする。

なお、代表取締役については、その職責及び業績に対する影響に鑑み、譲渡制限付株式報酬の割合を相対的に高くする。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については基本報酬、業績連動報酬、株式報酬の算出方法を指名報酬委員会に諮問し答申を得たうえで、取締役会にて個人別の支給額及び割当株式数を決議する。

シ. 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等につきましては、取締役会で決定された個人別の報酬等の内容が上記決定方針と整合していることから、取締役会といたしましては当該決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役の報酬等について株主総会の決議に関する事項

2019年3月25日開催の第1回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額を年額200百万円以内（当該決議に係る取締役（監査等委員を除く）の員数は8名であります。）、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額30百万円以内（当該決議に係る監査等委員である取締役の員数は4名であります。）とすることを決議しております。また、同株主総会において、取締役（監査等委員を除く）に対する報酬としての株式報酬型ストック・オプションを上記報酬限度額の範囲内で付与することを決議しております。

2021年3月29日開催の第3回定時株主総会において、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役に対し、上記の報酬限度額の範囲内で年額30百万円以内（当該決議に係る取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の員数は4名であります。）において、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを決議し、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これに伴い、従来の株式報酬型ストック・オプション制度を廃止し、すでに付与済みのものを除き、今後ストック・オプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないことといたします。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容は、取締役会が決定しており、該当事項はありません。

④取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	89 (-)	73 (-)	- (-)	15 (-)	3 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	15 (7)	15 (7)	- (-)	- (-)	5 (3)
合計 (うち社外取締役)	104 (7)	89 (7)	- (-)	15 (-)	8 (3)

- (注) 1. 上記には、2024年3月26日開催の第6回定時株主総会終結の時をもって退任し執行役員に就任した取締役 (監査等委員) 1名を含んでおります。
2. 上記非金銭報酬の額は、譲渡制限付株式報酬に係る当事業年度中の費用計上額であります。
3. 業績連動報酬の算定方法は次のとおりです。

業績連動報酬計算式：支給対象役員の月額報酬額×連結営業利益達成度に応じた支給係数
 連結営業利益達成度：連結営業利益÷連結営業利益の業績予想 (前事業年度の決算短信に記載)

※連結営業利益は業績連動賞与控除後数値とします。

※1万円未満は切捨とします。

(連結営業利益達成度に応じた支給係数)

連結営業利益達成度	支給係数	連結営業利益達成度	支給係数	連結営業利益達成度	支給係数
180%以上	5.0	130%以上140%未満	2.8	80%以上90%未満	1.0
170%以上180%未満	4.0	120%以上130%未満	2.7	70%以上80%未満	0.5
160%以上170%未満	3.5	110%以上120%未満	2.6	70%未満	0.0
150%以上160%未満	3.0	100%以上110%未満	2.5		
140%以上150%未満	2.9	90%以上100%未満	1.5		

4. 当事業年度における業績連動報酬に係る指標の連結営業利益の目標額は1,123百万円、実績額は363百万円であります。目標未達のため、業績連動報酬の支給はありません。

(5) 社外役員に関する事項

①社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
山田 耕司	(株)ダイプロ 代表取締役会長 一般社団法人全国LPガス協会 会長 一般社団法人大分県LPガス協会 会長
渡邊 定義	税理士 渡邊定義税理士事務所 所長 (株)STIフードホールディングス 社外監査役
大呂 紗智子	弁護士法人アゴラ所属 (株)大分銀行 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 当社と上記会社、法人等との間に重要な取引関係はありません。

②社外役員の主な活動状況

氏名	活動状況(期待される役割の概要を含む)
山田 耕司	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席、監査等委員会14回のうち13回に出席し、主に企業経営者としての豊富な経験と高い見識から、経営判断、意思決定に必要な発言を適宜行っております。
渡邊 定義	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席、監査等委員会14回のうち13回に出席し、主に税理士としての専門的見地から、経営判断、意思決定に必要な発言を適宜行っております。
大呂 紗智子	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席、監査等委員会14回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、経営判断、意思決定に必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	41 百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	41 百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠の妥当性などを検討した結果、適切であると判断したため、当該報酬等の額について、会社法第399条第1項及び第3項に基づき同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計金額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合に、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人の解任を決定いたします。

また、会計監査人の再任の可否については、監査等委員会は毎期会計監査人の適格性、独立性、監査の品質管理状況、及び職務の遂行状況等を総合的に評価し、不再任が妥当と判断した場合、会社法第399条の2に定める手続きに従い、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結貸借対照表

2024年12月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	[10,710]	【流動負債】	[5,080]
現金及び預金	2,614	支払手形及び買掛金	1,162
受取手形、売掛金及び契約資産	3,902	短期借入金	1,326
リース投資資産	1,463	1年内返済予定の長期借入金	1,093
製品	401	未払法人税等	171
仕掛品	551	未払消費税等	401
原材料	1,338	賞与引当金	51
その他	511	製品保証引当金	37
貸倒引当金	△72	その他	835
【固定資産】	[5,184]	【固定負債】	[2,642]
(有形固定資産)	2,412	転換社債型新株予約権付社債	500
建物及び構築物	1,052	長期借入金	1,844
機械装置及び運搬具	236	繰延税金負債	95
工具、器具及び備品	104	役員退職慰労引当金	30
レンタル資産	198	退職給付に係る負債	172
土地	763	その他	0
リース資産	5	負債合計	7,722
建設仮勘定	52	(純資産の部)	
(無形固定資産)	812	【株主資本】	[7,706]
のれん	166	資本金	2,059
ソフトウェア	543	資本剰余金	4,037
ソフトウェア仮勘定	96	利益剰余金	1,921
その他	5	自己株式	△312
(投資その他の資産)	1,959	【その他の包括利益累計額】	[337]
投資有価証券	829	その他有価証券評価差額金	323
繰延税金資産	91	為替換算調整勘定	14
長期未収入金	880	【新株予約権】	[125]
その他	166	【非支配株主持分】	[3]
貸倒引当金	△8	純資産合計	8,172
資産合計	15,895	負債・純資産合計	15,895

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

自 2024年1月1日
至 2024年12月31日

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		12,016
売上原価		8,282
売上総利益		3,733
販売費及び一般管理費		3,369
営業利益		363
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	16	
補助金収入	9	
その他	57	84
営業外費用		
支払利息	38	
新株予約権発行費	5	
その他	11	55
経常利益		393
特別利益		
固定資産売却益	212	212
特別損失		
投資有価証券評価損	1,693	
減損損失	23	1,716
税金等調整前当期純損失		1,110
法人税、住民税及び事業税	231	
法人税等調整額	84	316
当期純損失		1,426
非支配株主に帰属する当期純損失		14
親会社株主に帰属する当期純損失		1,412

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

自 2024年1月1日
至 2024年12月31日

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,044	4,022	3,484	△312	9,238
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	15	15			30
剰 余 金 の 配 当			△150		△150
親会社株主に帰属する当期純損失			△1,412		△1,412
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	15	15	△1,563	△0	△1,532
当 期 末 残 高	2,059	4,037	1,921	△312	7,706

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	207	7	215	124	16	9,595
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						30
剰 余 金 の 配 当						△150
親会社株主に帰属する当期純損失						△1,412
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	115	6	122	0	△13	110
当 期 変 動 額 合 計	115	6	122	0	△13	△1,422
当 期 末 残 高	323	14	337	125	3	8,172

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

2024年12月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	[1,891]	【流動負債】	[2,473]
現金及び預金	314	短期借入金	1,300
未収入金	103	1年内返済予定の長期借入金	957
前払費用	31	未払金	110
関係会社短期貸付金	1,079	未払費用	4
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	361	未払法人税等	60
その他	0	未払消費税等	27
【固定資産】	[8,513]	賞与引当金	0
(有形固定資産)	130	その他	13
建物	83	【固定負債】	[1,946]
車両運搬具	0	転換社債型新株予約権付社債	500
工具、器具及び備品	12	長期借入金	1,446
土地	35	負債合計	4,420
(無形固定資産)	0	(純資産の部)	
ソフトウェア	0	【株主資本】	[5,858]
その他	0	資本金	2,059
(投資その他の資産)	8,381	資本剰余金	5,560
投資有価証券	25	資本準備金	559
関係会社株式	7,771	その他資本剰余金	5,000
関係会社長期貸付金	516	利益剰余金	△1,448
長期前払費用	7	その他利益剰余金	△1,448
繰延税金資産	6	繰越利益剰余金	△1,448
その他	54	自己株式	△312
資産合計	10,404	【新株予約権】	[125]
		純資産合計	5,984
		負債・純資産合計	10,404

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

自 2024年1月1日
至 2024年12月31日

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		
関係会社受取配当金	217	
関係会社経営指導料	1,072	
関係会社受取手数料	113	1,404
営業費用		
販売費及び一般管理費		1,117
営業利益		286
営業外収益		
受取利息	20	
その他	0	20
営業外費用		
支払利息	28	
新株予約権発行費	5	
その他	0	34
経常利益		272
特別損失		
投資有価証券評価損	1,693	1,693
税引前当期純損失		1,421
法人税、住民税及び事業税	55	
法人税等調整額	△4	51
当期純損失		1,472

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 2024年1月1日
至 2024年12月31日

(単位：百万円)

	株 主 資 本					利 益 剰 余 金	
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計	
当 期 首 残 高	2,044	544	5,000	5,545	174	174	
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	15	15		15			
剰 余 金 の 配 当					△150	△150	
当 期 純 損 失					△1,472	△1,472	
自 己 株 式 の 取 得							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	15	15	—	15	△1,623	△1,623	
当 期 末 残 高	2,059	559	5,000	5,560	△1,448	△1,448	

	株主資本		新 株 予 約 権	純資産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計		
当 期 首 残 高	△312	7,451	124	7,576
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行		30		30
剰 余 金 の 配 当		△150		△150
当 期 純 損 失		△1,472		△1,472
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0		△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			0	0
当 期 変 動 額 合 計	△0	△1,592	0	△1,591
当 期 末 残 高	△312	5,858	125	5,984

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年2月28日

F I G 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒 牧 秀 樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 晋 介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、F I G株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、F I G株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示

するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年2月28日

F I G 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トー マ ツ
福 岡 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒 牧 秀 樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 晋 介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、F I G株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第7期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容を確認し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月28日

F I G株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	佐藤一彦	㊟
監査等委員	山田耕司	㊟
監査等委員	渡邊定義	㊟
監査等委員	大呂紗智子	㊟

(注)監査等委員山田耕司、渡邊定義及び大呂紗智子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 大分県大分市高砂町 2 番 48 号
ホテル日航大分 オアシスタワー 5 階 孔雀の間



【会場までのアクセス】

- ◆ J R ご利用の場合
J R 「大分駅」下車 府内中央口(北口)より徒歩10分、タクシー5分
- ◆ バスをご利用の場合
大分バス「オアシス広場前(東側)」下車、徒歩1分
- ◆ 大分空港よりお越しの場合
大分交通エアライナーバスで「J R 大分駅前」まで60分
J R 大分駅前から徒歩10分、タクシー5分

